

発議第2号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

平成28年3月24日 提出

松阪市議会議長 大平 勇

記

1 議会報告会

- (1) 派遣議員 全議員 28人
楠谷さゆり議員、西口 真理議員、米倉 芳周議員、
深田 龍議員、沖 和哉議員、松岡 恒雄議員、
坂口 秀夫議員、植松 泰之議員、堀端 脩議員、
野呂 一男議員、中村 良子議員、山本 芳敬議員、
山本 節議員、川口 保議員、大平 勇議員、
大久保陽一議員、濱口 高志議員、海住 恒幸議員、
永作 邦夫議員、松田 俊助議員、中島 清晴議員、
今井 一久議員、久松 倫生議員、西村 友志議員、
松田 千代議員、田中 力議員、水谷 晴夫議員、
前川 幸敏議員
- (2) 派遣目的 議会報告会開催のため
- (3) 派遣場所 第二公民館、宇気郷地区市民センター、米ノ庄公民館、
漕代地区市民センター、仁柿小学校(休校中)、
中原文化センター、大河内地区市民センター、
港地区市民センター、西黒部地区市民センター、
第一公民館、飯高保健センター、嬉野宇気郷公民館
- (4) 派遣期間 平成28年4月18日(月)、20日(水)、22日(金)の3日間